

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日) 休む  
る日

### ◇告 示

#### 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 東伯中部野菜指定産地生産出荷近代化計画
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 昭和四十三年四月鳥取県告示第二百五十八号の一部改正
- 土地の用途廃止
- 道路の位置の指定
- 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
- 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正
- 臨時教育委員会の招集
- 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
- 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

### ◇教委告示

臨時教育委員会の招集

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年九月一日	鳥取医療生協 鹿野温泉病院	気高郡鹿野町 字今市西三番地	整形外科、 内科	鳥取勤労者医療 生活協同組合

### 鳥取県告示第六百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
柄川 二郎	西伯郡大山町安原 一六五	鳥医 一三九一	昭和四十三年 九月十三日
岡田 英彦	米子市内町一六一	鳥医 一三九二	"
加藤 大司	祇園町二丁目 佐藤鶴子方	鳥医 一三九三	"

鳥取県告示第六百五十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
米子高島屋 歯科診療所	米子市角盤町一丁目 三〇	全 国	昭和四十三年 九月五日
本 田 医 院	八幡 七〇三十一	"	"
隅田歯科医院	角盤町二丁目 一二三	"	十日
林原皮膚科泌尿 器科医院	博労町四丁目 三六〇	"	十六日
脇田産婦人科 医院	" 中町一二三	"	"
米原内科胃腸科 医院	西伯郡会見町諸木 二五六	"	"

鳥取県告示第六百五十二号

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)第八条第一項の規定に基づき、東伯中部野菜指定産地の生産出荷近代化計画をたてたので、同法同条同項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯中部野菜指定産地生産出荷近代化計画

- 1 生産出荷近代化計画樹立地区  
野菜指定産地名 東伯中部  
指定野菜の種類 秋冬だいこん  
野菜指定産地の区域 鳥取県東伯郡の内大梁町
- 2 生産出荷近代化計画の内容
  - (1) 基本構想
    - ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項  
昭和46年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。
      - (イ) 作付面積 70ha (昭和41年度52ha)
      - (ロ) 生産数量 2,800t (昭和41年度1,500t)
      - (ハ) 指定消費地域に対する出荷数量2,050t (昭和41年度904t)
    - イ 生産の近代化に関する事項  
県営ほ場整備事業によるほ場区画の整備拡大及び農道整備により、大型機械の導入を可能にし作田の集団化を行ない、水田高度集団栽培で導入された大型機械の深耕耕起、整地及び病害虫防除面への活用を行ない、資材の運搬、生産物の集荷運搬の迅速化を図る等生産の合理化及び省力化を行なう。またスプラインクラーかん水施設による生産の安定化及びかん水労力の省力化を行なう。  
区域内排水不良地区に排水路を整備し、豪雨による湿害の発生を

防いで生産の増加安定を図るとともに、地下水位が高いための作付不能地の地下水を下げて作付面積の増加を図る。なお、積雪時の收穫運搬を容易にし、市場における青果欠乏時の出荷を確保するため、トラクターに装着する除雪板を配備し、ほ場から集荷場までの除雪を行なう。

ウ 出荷の近代化に関する事項

現在農家個人ごとに行なわれている調整洗滌、水切り選別、包装をあらため、集荷場の建設、内部施設の充実を図り、水洗から出荷包装までの一連作業の共同化を行なう。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

イ 作付面積及び生産数量

作付面積は、昭和41年度52haから、生産条件を整備しつつ漸次増反を図り、昭和46年度70haを目標とする。また生産量は、10a当たり2500kgから4000kgを目標に増収を図り、総生産量2,800tをあげる。

項目 年次	作付面積 (ha)	10a当たり生 産数量(kg)	生産数量 (t)	備 考
現 在	52	2,500	1,300	
目標年次 (昭和46年)	70	4,000	2,800	

(ウ) 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域向けは2,050t、その他330tを11月から3月までの

期間に連続出荷を行なう。

(単位：t)

仕向先 年次	指定消費 地域	費 用	そ の 外 の 向 け	そ の 内 の 向 け	合 計
現 在	904	92	54		
目標年次 (昭和46年)	2,050	250	80		

イ 生産出荷近代化事業計画

昭和43年度から3箇年計画で、推進予定の主要事業の内容は、次のとおりとする。

項目 事業	事業種目	事業 個所数	受益 戸数	面積 ha	事 業 量
土地基 盤整備	ほ場整備	1	510	280	県営ほ場整備事業による。
	一般農道	1	510	280	
	畑地かんがい	1	510	280	県営畑かん事業による。
	暗きよ排水	1	380	70	県営ほ場整備事業による。
	揚水機場	1	510	280	県営畑かん事業による。
トラク ター 作 業 機	配水路	2	510	280	〃
	スプレッ ク ラ ー セ ット	2	510	280	〃
生産近 代化施 入	トラク ター 作 業 機	2	178	70	除雪板2基

出荷近代化施設導入	集出荷用建	1	178	70	だいこん集荷所1棟
集出荷用機	集田荷用機	1	178	70	水洗施設1セット

鳥取県告示第六百五十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）			生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第一七八号	五・二なたね油かす	五・二	二・二	一・三	米子市上後藤三三四三平尾武義

鳥取県告示第六百五十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 結核病検査及びブルセラ病検査  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及びびんべん前後一月以内のものを除く。
- 2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除  
牛。ただし、生後三月以内のもの及びびん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 4 だに 駆除 BHC散布

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

実施の期日	実施区域	実施場所
十月十一日	赤碓町	金屋、高岡検診場
十月十四日	東伯町	徳万、保、二軒屋

ヒロプラズマ病検査及びだに駆除

十四日	十七日	東伯町	八橋、笠見、田越
十五日	十八日	倉吉市	黒見、横田、国府、国分寺、大谷
十六日	十九日	赤碕町	八幡、別所、上別所
十八日	二十一日	倉吉市	栗尾、倉吉市農業協同組合西郷支所、福庭、清谷
		赤碕町	向原、湯坂
		東伯町	倉坂、一ツ屋、三保

実施期日	実施区域	実施場所
十月 七日	三朝町	大谷検診場
〃 八日	〃	木地山
〃 九日	倉吉市	富海
〃 十一日	関金町	大河原

鳥取県告示第六百五十五号

昭和四十三年四月鳥取県告示第二百五十八号(家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年九月二十七日から施行する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三号のるただし書を次のように改める。

ただし、生後五十日未満のもの、分べん前後一月以内のもの及び豚コレラ生ウイルス予防液を接種したものを除く。

鳥取県告示第六百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年九月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用 途
米子市車尾字ハゼノ木一、四三五ノ一番地先	九・七二	道路敷

鳥取県告示第六百五十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年九月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用 途
鳥取市湯所町一丁目五五〇ノ二番地先	五五・九〇	道路敷
〃 五四八番地先から五五〇ノ一番地先まで	七一・九六	水路敷

鳥取県告示第六百五十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年九月二十日道路の位置を指定

したで、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町 老岐宗一	鳥取市安長字河原口 四四三の一部 四四四 四四五 四四六 四四八 四四九 四五〇の一 四五〇の二 四五一 四五二 四四三地先農道 四四四 四四五 四四六 四四八	幅員 四・〇〇メートル 延長 五三三・四〇メートル

" " " " "	四四九 四五〇の一 四五〇の二 四五一 四五二
-----------	-------------------------------------

鳥取県告示第六百五十九号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年九月二十七日から施行する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

神奈川県 三重県津市 京都府中郡 岡山県和気郡 宮崎県 鹿児島県

鳥取県告示第六百六十号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年九月二十七日から施行する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。  
別表

- 茨城県東茨城郡 同県勝田市 同県土浦市 同県水戸市 同県那珂郡
- 同県常陸太田市 同県久慈郡 同県西茨城郡 同県稲敷郡 同県鹿島郡
- 同県行方郡 同県筑波郡 同県北茨城郡 同県那珂湊市 同県下館市
- 同県結城市 同県新治郡 栃木県芳賀郡 埼玉県加須市 千葉県野田市
- 同県香取郡 同県柏市 同県東葛飾郡 神奈川県川崎市 同県相模原市
- 同県横浜市 同県厚木市 同県平塚市 同県愛甲郡 静岡県田方郡 島
- 根県江津市 岡山県津山市 福岡県行橋市

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十三年九月二十八日 午前十一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について  
2 その他

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する

規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十月一日から施行する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 蔵

5の項中

鳥取市吉成二四八番地地先

を

鳥取市吉成二四八番地地先

に改める。

鳥取市卯垣一五三番地地先

8の項中

立川町四丁目一四七番地地先

海浪一雄方前

を

立川町四丁目一四七番地地先

に改める。

一四八番地の二地先

一

鳥取県公安委員会告示第六十号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十月一日から施行

する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

十四	米子市西福原四六一番地の四地先交差点(十字路)	定周期式(一段式)
十四	米子市西福原四六一番地の四地先交差点(十字路)	定周期式(一段式) 車両に対する左折 可の表示付設
三十三	鳥取市南町四四一番地地先交差点(十字路)	定周期式(一段式)
三十三	鳥取市南町四四一番地地先交差点(十字路)	定周期式(一段式)
三十四	鳥取市田島字見尾杵一三八番の四地先交差点(十字路)	定周期式(一段式) 車両進行の信号付 設

に改める。

を

に

を

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】